

事業者説明会 Q&A

No.	質問内容	回答案
○全体に関する事項		
1	報告書の提出は義務ですか？提出しなかった場合、罰則はありますか？	<p>報告書の提出は、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」第13条において、「町内に事業所を有する事業者は、毎年度、事業活動に伴うエネルギー消費量等について町長に報告しなければならない」とされており、<u>義務となります</u>。</p> <p>報告書を提出しないことによる罰則はありませんが、ご提出をお願いいたします。</p>
2	提出した報告書は公表されますか？	<p><u>ご提出いただいた報告書は公表しません</u>が、各事業所から提出された報告書をもとに、町で温室効果ガス排出量等を取りまとめ、個別の事業所名やデータが分からない形で、令和4年度中に町全体の温室効果ガス排出量として公表する予定です。</p>
3	次年度以降、高い目標を課してくる想定ですか？	<p>大熊町エネルギー使用量報告書制度は、大熊町が町内のエネルギー消費状況を正確に把握することを目的としており、<u>現時点でご質問の事項は想定していません</u>。</p>
○報告対象に関する事項		
4	仮設の建物は報告対象となりますか？	<p><u>仮設であるかどうかに関わらず、令和5年度以降も設置が続く建物は、報告対象となります</u>。</p> <p>令和4年度までに取り壊しや廃止予定がある場合は、個別にご相談ください。</p>
5	町内の不動産仲介業者が町内の建物を第三者に貸している場合、当該建物のエネルギー使用量については当該不動産仲介業者が報告するのでしょうか。または建物を借りているテナントから報告するのでしょうか。	<p>ご指摘の場合には、エネルギーの使用状況をより正確に把握するため、<u>町内の不動産仲介業者と建物を借りているテナントの両方から報告をお願いします</u>。</p>
6	社宅や社員寮は報告対象となるのでしょうか？	<p>社宅や社員寮は<u>住居に使用する部分に当たるため、エネルギー使用量の報告範囲に該当しません</u>。</p> <p>同一事業所内に住居区画がある場合は、住居区画は除き、事業用として使用する範囲についてのみ報告を行ってください。</p>

		ただし、住居部分と事業用部分が区分できない場合は、個別にご相談ください。
7	町内に事業所が複数ある場合、どのように報告すれば良いですか？	報告様式第1号を複写し、 <u>事業所ごとにエネルギー消費量を報告してください。</u>
8	事業部分と居住部分が混在している場合、どのように取り扱えば良いですか？	計量器等において <u>エネルギー使用量が明確に区分できる場合は、居住部分を報告対象から除外することができます。</u> また、共用部は、住居の用に供する場所でないため、事業部分に該当し、報告対象となります。 ただし、居住部分と事業部分が明確に区分できない場合は、個別にご相談ください。
9	町外での車両使用は報告しなくて良いのでしょうか？	町内に事業所を有する事業者が使用する自動車は、 <u>町内における使用だけでなく、町外での使用・移動が主たる目的であっても、報告の対象となります。</u>
○報告内容に関する事項		
10	エネルギー使用量は小数点何ケタまで記載すれば良いのでしょうか？	報告様式第1号における「事業所エネルギー消費量」の欄への記入は、 <u>少数点以下第2位を切り捨て、第1位まで記載する</u> ようにしてください。
11	エネルギー使用に係る請求書が手元にない場合は、どのようにすれば良いのでしょうか？	<u>必要に応じて、契約先に確認</u> するなどして、事業所のエネルギー消費量の把握を行ってください。 ただし、エネルギー消費量がどうしても断片的にしかならない場合等は、個別にご相談ください。
12	事業部分と居住部分が混在している場合、どのように報告すれば良いのでしょうか？	計量器等において <u>エネルギー使用量が明確に区分できる場合は、居住部分を報告対象から除外することができます。</u> また、共用部は、住居の用に供する場所でないため、事業部分に該当し、報告対象となります。 ただし、居住部分と事業部分が明確に区分できない場合は、個別にご相談ください。
13	関係会社にエネルギー関連設備の運用・管理を委託している場合は、報告に含むのでしょうか？	町内に事業所を有している事業者のエネルギー消費状況を関係会社に確認し、報告してください。
14	大熊町内で中間貯蔵事業を行っている事業者（JV）について、町内に事業所がない場合がありますが、当該業者は報告しなくて良いのでしょうか？	中間貯蔵事業については、令和5年度以降も町内におけるエネルギー使用の多くを排出する事業と見込まれるため、 <u>事業所の立地場所に関わらず、中間貯蔵施設（受入分別施設又は土壌貯蔵施設）におけるエネルギー使用量を報告してください。</u>

○報告内容に関する事項		
15	大熊町で中間貯蔵事業を行っている事業者（JV）について、JV から当該事業を請け負う町内に事務所がない事業者分のエネルギー使用量を JV が報告する必要はありますか？	<u>中間貯蔵事業を行っている事業者（JV）は、請負事業者の温室効果ガスを大量に排出すると考えられる中間貯蔵施設における活動（車両の使用、産業用重機・機器の使用等）は、請負事業者の事業所の立地場所に関らず、把握可能なものを集計し、あわせて報告してください。JV 分と請負事業者分は、分けた形での報告をお願いします。</u>
16	契約している電力会社が1社でない場合、どのように報告すれば良いでしょうか？	<u>報告様式第1号における「事業所エネルギー消費量」における「電力」の欄は、複数社を記入することができる形としておりますので、電力会社ごとに電力の使用量と契約先の会社名を記入してください。</u>
17	自社が所有している車両のエネルギー使用量を報告し、リースの場合は報告しなくて良いでしょうか？	<u>所有に関わらず、リースの場合も含み、自社で使用している自動車のエネルギー使用量を報告してください。</u>
18	電気自動車を使用している場合、それは、電気使用量に含めるのでしょうか？	<u>報告様式第1号における「事業所エネルギー消費量」の欄では自動車使用に伴う電気使用量の記欄は設けておらず、電気自動車の使用に伴う電気使用量の報告を求めることは想定していないため、電気自動車の使用に伴う電気使用量を個別に算出して報告する必要はありません。ただし、建物のエネルギー消費量に電気自動車の使用量が含まれる場合は、電気自動車の使用量を差し引かず、建物のエネルギー消費量として報告してください。また、電気自動車の自社外での充電については充電場所が町内・町外のいずれであったとしても、当該充電に伴う使用量を考慮する必要はありません。</u>